

自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会
第二回会合議事概要

1. 開催概要

日時：平成24年9月12日（水）10時～12時

場所：合同庁舎二号館共用会議室3A

2. 議事概要

- 第一回会合の議事概要確認
- 事務局から検討に係る資料の説明
- 委員からの意見等

（効率的・効果的な監査の実施方法について）

重大違反のおそれがある事業者を、どのようにして見つけ出すかという点においては、監査を実施する前の情報は非常に重要で、適正化事業実施機関を活用することも含めて、できるだけしっかりした情報を入手する。そしてさらに、その情報に基づいて、速やかに処分を行えるようにする。この点がこの検討会における大きな議論の一つである。

監査においては、事実と記録の照合が基本になるが、デジタル式運行記録計は改ざんがしにくいという点で証拠力が高いので、できるだけこういうものを活用することにより監査の有効性を高めることが必要。

（実効性のある行政処分について）

重大違反が確認された場合の対応のあり方について、問題を見つけたときにその場で、特に街頭で確認した場合に、すぐに差し止めるということは非常に重要。

金銭的処分について、車両停止処分ができるのに金銭的処分が必要なのかという議論がある。行政処分の効果としては、悪質な事業者に対しては、業務をさせない許可の取り消しの方が大きい。金銭的処分の効果が発揮できる対象となる事業者は、独禁法とか金商法を見ても、大きな会社で大きな額の金銭的処分を受けても事業を継続できるところに限られる。